

高山市指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針

1 目的

指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の入所に関する基準を明確にすることにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保し、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所対象者

入所の対象となる者は、介護保険法に定める要介護状態区分の要介護3から要介護5と認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことが困難な者とする。

ただし、要介護1又は要介護2と認定された者であっても、居宅において日常生活を営むことが困難なやむを得ない事由があると認められる者である場合は、特例的に入所（以下「特例入所」という。）の対象とする。

なお、入所にあたっては、入所の必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させる（以下「優先入所」という。）ことを原則とする。

3 入所検討委員会

施設は、入所順位の決定に係る事務を処理するために、合議制の入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、入所申込者の入所順位の決定を行う。

（1）委員構成

委員会は、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の長（以下「施設長」という。）に生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の専門職を加えた複数で構成する。

なお、委員会には、施設職員以外の者（当該法人の評議員、地域の福祉関係者、苦情解決委員等）を1名以上加えることとする。

市が適切な入所判定を指導・助言することを目的に、入所判定委員会に同席することができる。

（2）開催

委員会は、必要に応じて施設長が招集し、開催する。

（3）所掌事務

委員会は、介護の必要の程度、家族の状況、その他の事項に基づき、入所の必要性を評価・検討し入所順位の決定を行う。

（4）記録

ア 委員会は、開催の都度その協議の内容を記録し、これを5年間保存する。

イ 施設は、市又は県から求めがあったときは、この記録を提出する。

ウ 施設は、入所申込者やその家族から当該入所申込者に係る委員会の協議内容の開示を求められた場合は、個人情報の保護に留意したうえで、原則これに応じるものとする。

4 入所申込手続き

- (1) 施設への入所申込は、「入所申込書」(別紙様式1)及び「調査票」(別紙様式2)に、被保険者証・直近3ヶ月分のサービス利用票(サービス利用票別表を含む)の写しを添付し、原則として入所申込者本人又は本人の意思を確認した家族等が行う。

ただし、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等が必要に応じて代行することは妨げない。

なお、入所申込に必要な書類は同時に提出することを原則とするが、家族の事情等を配慮しなければならない場合などは、後日、介護支援専門員等が「調査票」及びサービス利用票等を提出しても差し支えないこととする。ただし、その場合は提出書類がそろった日を申込み日とする。

また、調査票については、原則として、居宅介護支援事業所の介護支援専門員(介護保険施設等に入所中の場合は、当該施設等の介護支援専門員・生活相談員等、医療機関に入院中で居宅介護支援事業所の介護支援専門員が対応できない場合は、当該医療機関の相談員等、これらの施設・医療機関で対応できない場合は、地域包括支援センターの職員等)が記載する。

- (2) 施設は、入所申込書を受理した際、入所申込書受理証(別紙様式3)を交付し、入所申込者及びその家族等に対して、入所指針について説明するとともに、要介護度・介護状況等に変化があった場合は、施設に対して連絡するよう依頼する。

また、施設が市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、他の介護保険施設・事業所等から入所判定にあたって必要な情報を得ること、及び施設が行政機関等からの求めに応じて情報提供することについて、あらかじめ同意を得ておくものとする。

- (3) 要介護1又は要介護2の者からの入所申込の取扱いについては、調査票において介護支援専門員等が特例入所該当事項を記入している場合等、特例入所の要件に該当する可能性がある場合は、入所申込を一旦受け付ける(以下「仮受付」という。)ことができるものとする。

なお、この場合は仮受付名簿を作成する。

5 入所順位の決定及び入所の決定

- (1) 入所申込者のうち、要介護3から要介護5の者については、「入所申込者評価基準表」(別表1)(以下「評価基準表」という。)を作成するとともに、当該点

数を付記した入所判定対象者名簿を作成する。

- (2) また、要介護1又は要介護2の者については、「指定介護老人福祉施設等の特例入所に係る判断基準表」(別表2)を作成し、特例入所の要件に該当すると認められる場合は、評価基準表を作成するとともに、当該点数を付記した入所判定対象者名簿を作成する。
- (3) 入所判定対象者名簿作成のために必要があるときは、施設の相談員等が入所申込者の状況を確認することができる。
- (4) 入所判定対象者名簿に記載された者について、委員会において、評価基準表の点数に基づいて検討し、入所順位を決定する。
- (5) 施設は、委員会による入所順位の決定を受け、「入所待機者順位名簿」(以下「順位名簿」という。)を作成し、順位名簿に基づき、入所者の決定を行うものとする。ただし、施設の専門性や男女別構成、居住費などの経済的負担、その他特別に考慮しなければならない事情等により、入所待機者に対して適切なサービス提供をすることが困難な場合は、入所の順番を調整することができる。

6 順位名簿等の管理

順位名簿については、入所申込者等から要介護度・介護状況に変化があった等の情報提供があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとする。施設の判断により定期的に順位名簿の見直しを行う場合は、文書による入所申込者の同意があるものに限り、市は施設の求めに応じ、当該入所申込者の入所判定に必要な情報を提供するものとする。

また、必要に応じて、施設の相談員等が順位名簿の上位者の状況把握を行い、順位名簿を変更することができる。

なお、順位名簿の変更については、その後開催される委員会に報告するものとする。

また、仮受付名簿については、特例入所要件の該当の有無が確認できるまで、入所判定対象者名簿については、順位名簿への記載が完了するまで適切に管理する。

7 緊急的な入所の取扱い

次に掲げる場合には、委員会の審議によらず、施設長の判断により入所を決定することができるものとする。なお、この場合における入所申込手続きは、この指針に必ずしもよらないこととし、入所期間は短期間を原則とする。

また、施設長はその決定内容をその後開催される委員会に報告するとともに、継続して入所する場合は、その是非について併せて委員会で検討する。

- (1) 災害又は事件、事故及び入所申込者の心身の状況又は介護環境の急激な変化により、緊急に入所する必要がある場合。

- (2) その他特段の緊急性が認められる場合

8 適正な運用

- (1) 施設は、この指針に基づき、入所の決定を適正に行わなければならない。
- (2) 市は、この指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言を行うことができる。
- (3) 特例入所に係る取扱い
- ア 施設は、要介護1又は要介護2の者からの入所申込があった場合には、委員会を開催する前に、市（住所地特例の対象となる者については当該保険者）に入所申込書及び調査票の記載内容、その他の特例入所の判断に当たって必要と思われる情報を報告しなければならない。
- イ 施設は、要介護1又は要介護2の者からの入所申込について、特例入所の対象とするか否かを検討する際は、市（住所地特例の対象となる者である場合は当該保険者）に意見を求めることができる。
- ウ 市は、地域の居宅サービス等の提供体制の状況や担当の介護支援専門員等からの居宅等における生活の困難度の聴取等も踏まえ、施設の要介護1又は要介護2の者に係る特例入所の判断の妥当性等について、施設から意見を求められない場合も含め、施設に対して意見を表明することができる。
- エ 施設は、市からの意見があった場合は、当該意見の内容も踏まえ、委員会において要介護1又は要介護2の者に係る特例入所の必要性を判断する。
- (4) 施設は、要介護3以上の者の入所判定については、必ずしも市からの意見を求める必要はない。

9 その他の取扱い

- (1) 委員会において入所を決定したにもかかわらず、特段の理由なく入所申込者の都合により辞退した場合は、施設の判断で入所順位を繰り下げることができる。
- (2) 入所の意思を確認したにもかかわらず、入所申込者の入院等やむを得ない理由により辞退があった場合、施設はその内容により順位を考慮できるものとする。
- (3) 入所検討に係る委員及び施設の職員は、業務上知り得た入所申込者及びその家族に関する個人情報等を、他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。
- (4) この指針は、優先入所、特例入所の原則を逸脱しない範囲で施設の独自の取り組みを妨げるものではない。
- (5) 老人福祉法第11条第1項第2号に定める措置については、本指針は適用しない。

なお、市は措置制度の趣旨に鑑み、必要に応じて適切かつ積極的に措置を実施するものとする。

附則

この指針は、平成２７年１０月１日から施行する。